

**国連海洋法成立の経緯とその意義**  
History of the Third United Nations Conference on the Law  
of the Sea and Significance of the Convention

高林秀雄（九州大学法学部）  
Hideo TAKABAYASHI

## 1. 国際漁業制度の変化

最初に、今日のような200カイリ排他的経済水域の制度が、国際社会に定着する以前の時期における、公海漁業制度を概観することにする。

当時は、領海3カイリの外側にあるすべての海洋が公海として、漁業の自由に開放されていた。漁業資源の保存のために、各国漁船による漁獲活動を制限する必要が生じた場合でも、出漁国間に締結される漁業条約に基づく規制は、そこで漁業するすべての国の漁船に平等に適用され、規制に違反した漁船もその船の本国によって取り締まられてきた。つまり、公海ではすべての国が対等の立場に立つので、その漁場の近くに位置する沿岸国に対して、優先的な漁業権を認めるようなことはなかった。

ところが、1977年以後の国際関係において、領海の外側に200カイリの排他的経済水域、または排他的漁業水域を設立することが一般化した。そして、距岸200カイリまでの漁業資源は、沿岸国の天然資源として、その排他的な管理の下におかれることになった。もっとも、この水域に沿岸国の漁獲能力を上回る資源が存在するときには、他国漁船の入漁を認めなければならない。入域を認められた他国漁船は、入漁料を支払い、沿岸国が定めた条件に従って操業し、沿岸国の規制に違反した場合には沿岸国の処罰権が行使される。つまり、沿岸国の管理の下に漁業が行われるものであり、しかも、沿岸国の漁獲能力の増大につれて、外国漁船は次第にこの水域から締め出されていくことになるのである。

## 2. 国連海洋法における魚種別管理方式

沿岸国は、排他的経済水域における生物および非生物資源の探査、開発、保存および管理のための主権的権利を有している（同条約第56条1項(a)）。つまり、沿岸国は、距岸200カイリ内にあるすべての漁業資源一主として沿岸性魚種一を排他的に管理することが、この漁業制度の原則である。しかし、魚種の生態に応じて、この原則的立場に対する若干の特例が規定されている。

溯河性魚種——サケ、マスのような魚種については、母川国が第一義的利益および責任をもつので、200カイリの外側の海域においても、母川国の保存措置が適用される（第66条）。

降河性魚種——ウナギなどの魚種については、生棲する水域の属する国が管理責任をもつ（第67条）。

**定着性種族**——貝類、ロブスター、タラバガニなど、海底で静止するかまたは海底に絶えず接触しているなければ動くことのできない生物については、沿岸国の漁獲能力を上回る資源の余剰分があっても、なお他国漁船を入漁させる義務を負わない（第68条）。

**高度回遊性魚種**——カツオ・マグロ・カジキなどは、魚の行動範囲が大きいので、国別に設置される200カイリ水域だけでは資源の管理が有効でない。そこで、200カイリ水域の内外を問わず回遊範囲全体にわたって、保存を確保し最適利用を促進するため、沿岸国と出漁国が協力する（第64条）。

**海産哺乳動物**——高度回遊性魚種の一種であるが、最適利用の原則が適用されない（第65条）。ところで、国連海洋法では、200カイリ水域の制度の他に、魚種の生態に対応する特例を設けたことは、必然的に200カイリ外の公海における漁業に影響を与えることになる。すなわち、公海における漁業の自由は、さきにあげた魚種別の特例に規定する沿岸国の権利、義務および利益に従うことを条件にするからである（第116条(b)）。

### 3. 高度回遊性魚種の保存と管理

排他的経済水域の制度は、もともと沿岸海域に生棲する魚類を沿岸国に管理させることを意図して採用されたものである。それゆえ、その範囲を200カイリとしたのは、これが沿岸性魚種の遊泳する最大限の距離と考えられたからである。他方、海洋を広範囲に回遊するカツオ・マグロ・カジキなどの高度回遊性魚種の保存と管理を、200カイリ水域との関係でどうするかについては、海洋法会議において各国の見解が対立してきた。

その一つは、高度回遊性魚種については、国際漁業機関の作成する保存措置を、回遊範囲のすべての沿岸国と出漁国が遵守するという方式である。もう一つは、200カイリ水域内の他の魚種と同じく、高度回遊性魚種に対しても沿岸国の主権的権利が行使される。関係国は、保存措置の作成について国際漁業機関と協力するという方式である。国連海洋法における漁業に関する規定の多くは、1975年のエベンセン大使を中心とする非公式協議によって生れたものであるが、高度回遊性魚種の管理については、この協議によっても結論に達することができなかつた。そこで、第2委員会委員長の判断で採用された条文が、次に掲げる高度回遊性魚種に関する現在の条文の基礎になつたのであつた。

#### 第64条 高度回遊性魚種

(1) 沿岸国及び自国民がある地域において附属書Ⅰに掲げる高度回遊性魚種を漁獲している他の国は、排他的経済水域の内外を問わず当該地域全体において当該魚種の保存を確保しつつ最適利用を促進するため、直接に又は適當な国際機関を通じて協力する。適當な国際機関が存在しない地域においては、沿岸国及び自国民が当該地域において高度回遊性魚種を漁獲している他の国は、そのような機関を設立し、その作業に参加するために協力する。

(2) (1)の規定は、この部の他の規定に加えて適用する。

つまり、沿岸国は、排他的経済水域における高度回遊性魚種に対して、他の魚種と同じ主権的権利をもっており、国際漁業機関の権限はほとんど認められておらず、わずかに、出漁国と協力する義務が規定されているにすぎないのである。また、沿岸国は、200カイリ水域外の公海にある高度回遊性魚種に対しても、発言権をもつことになったのである。

#### 附属書I 高度回遊性魚種

- |   |   |
|---|---|
| 1 びんなが (トゥヌス・アラルンガ)   | マカイラ・ニグリカンス)  |
| 2 くろまぐろ (トゥヌス・ティヌス)   | 12 ばしょうかじき (イスティオフォルス・ブ<br>ラティプテルス, イスティオフォルス・アル<br>ビカンス)                                   |
| 3 めばち (トゥヌス・オベスス)   | 13 めかじき (クシイフィアス・グラディウス)  |
| 4 かつお (カツオヌス・ペラミス)  | 14 さんま類 (スコンベレソクス・サウルス,<br>コロラビス・サイラ, コロラビス・アドケト<br>ウス, スコンベレソクス・サウルス・スコン<br>ブロイデス)         |
| 5 きはだ (トゥヌス・アルパカレス)   | 15 しいら (コルユファイナ・ヒブルス, コル<br>ユファイナ・エクイセリス)   |
| 6 大西洋まぐろ (トゥヌス・アトランティクス)  | 16 海洋性さめ (ヘクサンクス・グリセウス,<br>セトリヌス・マクフィムス, おながざめ科,<br>リンコドン・ティブス, めじろざめ科, しゅ<br>もくざめ科, あおざめ科) |
| 7 すま (エウティヌス・アルレテラトウス,<br>エウティヌス・アフィニス)   | 17 鯨目 (まっこう鯨科, ながす鯨科, せみ鯨<br>科, こく鯨科, いっかく科, あかぼう鯨科,<br>まいるか科)                              |
| 8 みなみまぐろ (トゥヌス・マコイイ)  |   |
| 9 そうだがつお (アウクシス・タザード,<br>アウクシス・ロケイ)   |   |
| 10 しまがつお (しまがつお科)   |   |
| 11 かじき類 (テトラプトゥルス・アングステ<br>ィロストリス, テトラプトゥルス・ベロネ,<br>テトラプトゥルス・フルエゲリ, テトラプト<br>ゥルス・アルビドゥス, テトラプトゥルス・<br>アウダクス, テトラプトゥルス・ゲオルゲイ,<br>マカイラ・マザラ, マカイラ・インディカ, |   |

#### 4. 問題点

あとでの討論のために、高度回遊性魚種の保存と管理に関する問題点を指摘する。

- (1) 高度回遊性魚種の定義について、17種が附属書に列挙されており、追加は認められないものと解釈される。ところが、米国マグナソン法では、高度回遊性魚種には沿岸国の漁業管理権が及ばないとして、マグロ類だけを高度回遊性魚種としている。つまり、マグロ類については200カイリ内でも沿岸国の管理権が行使できないが、それ以外の高度回遊魚は沿岸国の管理下におかれるとするのである。この点は、米国が他国と高度回遊魚について条約を締結しようとするときに、つねに障害となっている。
- (2) 各国の200カイリ水域およびその外側の公海を含む、広大な海域を回遊する性質の魚種の資源管理にあたっては、その全回遊範囲を单一の区域として管理する国際漁業機関を設立すること、回遊区域内のすべての沿岸国とそこへの出漁国がこの機関に参加することが必要になる。しかし、国連海洋法では、沿岸国と出漁国が直接に又は漁業機関を通じて協力することを求めていにすぎない。また、有効な資源管理のためには、この資源に関する生物学的、環境学的データの収集、沿岸国間における資源調査上、漁業政策上の協調体制が必要になるが、この種の協力義務が明文化されていない。

- (3) 国際漁業機関が設立された場合でも、総漁獲量の決定だけでなく、国別割当量や入漁料の国別配分などまでも決定して、関係国間の利害を調整する必要がある。また、規制措置の実施や違反漁船の取り締りなどの手続も、200カイリ水域内とその外側の海域とでは取扱いを区別するか否かの問題が生ずる。
- (4) いずれにせよ、高度回遊性魚種の保存と管理には、その魚種の回遊範囲全体にわたって、統一した制度を適用する必要がある。しかし、このことは200カイリ水域における沿岸国の権限を制限することになるので、沿岸国側の抵抗を招くことになる。だからといって、沿岸国が独自の判断でこの漁業を管理するならば、この魚種の保存の達成が困難になる。
- 北洋漁業の場合には、フェイズ・アウトのかたちで、沿岸国の漁獲能力の増大につれて、外国漁船が200カイリ水域から締め出されていっている。これに対して、南方漁業の場合には、沿岸国と出漁国との間における、資源保護と資源評価のための国際協力、あるいは漁獲、加工、流通の各段階での国際協力により、高度回遊性魚種に対する漁業の永続的な発展を計る途が残されている。この魚種の全回遊範囲を管理する国際漁業機関の整備が、南方漁業の未来にとって重要な意味をもつであろう。